

令和9年3月新規学校卒業者（高卒）採用のための

求人手続き説明①

初めての高卒求人提出者・久しぶりの高卒求人提出者

《説明資料》

※新規学校卒業者採用の手引きや各種リーフレットも併せてご参照ください。

松江公共職業安定所

1 採用計画の樹立について

- ☑ **中途採用者とは別に**、かつ学歴別に適正な採用計画を立て、選考試験や面接も別々に行ってください。
- ☑ 中途採用をしたため学卒求人を取り消す、また大学生を採用したから高卒求人を取り消すことは**認められません**。
- ☑ 内定取消し及び入職時期繰下げについて事業主は**最大限の企業努力を行う等あらゆる手段を講じ、これを防止することが求められます**。

2 採用内定取消し、入職時期繰下げについて

事業主がハローワーク等に通知すべき事項の明確化

やむを得ず、新規学卒者の募集の中止・募集人員の削減・採用内定取消し・入職時期繰下げを行おうとする事業主は、職業安定局長が定める様式により、ハローワーク及び学校長に通知することが必要となります。

(職業安定法施行規則第35条第2項)

採用内定取消しを行った企業名の公表

厚生労働大臣は、採用内定取消しの内容が、厚生労働大臣が定める場合に該当するときは、学生・生徒等の適切な職業選択に資するよう学生・生徒等に情報提供するため、その内容を公表することができることとなります。

(職業安定法施行規則第17条の4)

3 公正な採用選考の実施について

＜基本的な考え方＞

- ・ 応募者の基本的人権を尊重すること
- ・ 応募者の適性・能力のみを基準とした採用選考を行うこと
- ・ 適性や能力に関係のない事項を把握しないこと
- ・ 応募者に広く門戸を開くこと

公正な採用選考のために

- ★適性・能力のみによる採用基準の明確化
- ★複数の面接担当者により、適性・能力のみを客観的に評価する選考方法
- ★面接担当者全員が公正な採用選考を実行できる社内体制の確立
- ★定められた応募様式の使用
 - ⇒新規高卒者...「全国高等学校統一用紙」

4 島根県における令和9年3月新規学卒者(高卒)の求人申込み・採用選考日程

6月1日	安定所への高卒求人申込開始 (求人受付時に返却はできません。)
7月1日以降	<ul style="list-style-type: none">・高卒用求人票の返戻開始・事業所による学校への求人連絡、学校訪問開始・求人の公開
9月5日	高校から「統一応募書類」を事業所へ送付
9月16日	選考開始(選考後は内定可)
11月1日	一人二社まで応募・推薦可能 (10月31日までは一人一社応募・推薦)
就業開始日	卒業後

5 高卒採用のルール(1)

島根労働局、島根県内の教育行政機関等及び経営者団体等により、島根県高等学校就職問題検討会議が開催され「申し合わせ」がされました。

■「一人一社制」

生徒は一つの会社を応募している間は、別の会社を応募することができません。

※10月31日までの応募・推薦は、「一人一社制」とし、11月1日以降の応募・推薦にあたっては「一人二社」まで応募・推薦を可能とします。

※専願・併願の区別は事業所の皆様にはお知らせはいたしません。ただし、学校長からの応募用紙送付文の日付が10月31日までであれば専願であり、11月1日以降の日付であれば併願もあり得るとご理解ください。

■「応募書類」

選考に用いる応募書類は、文部科学省、厚生労働省及び全国高等学校長協会との協議による「統一用紙」以外のものを求めてはいけません。

※選考時には作成方法ではなく、応募書類の内容から応募者の適性・能力を基準として判断していただきますようお願いいたします。

5 高卒採用のルール(2)

■「選考試験」

専願・併願の別については聞かないよう注意をお願いします。
選考試験を複数回行う場合は、求人票の「補足事項」欄へ明記してください。
※二次面接や筆記試験等の免除等試験内容の緩和をご検討ください。

■「選考通知」

企業は、選考後速やかに(原則7日以内)、学校及び生徒に結果を文書で通知してください。
また、不採用の場合、応募書類を学校へ返却してください。
※「内定通知書(学校用)(生徒用)」の参考例をハローワーク松江ホームページ内「新規学卒高卒求人手続き説明会」資料に掲載しております。

■「求人活動」

内定辞退者があった学校に対して、以後求人を控えることのないよう、次年度以降も従来と同様に取り扱いいただきますようお願いいたします。

6 求人の受付、返戻について(1)

- 高卒求人の受付は6月1日からです。

原則

求人者マイページから申し込む場合

求人者マイページを開設

マイページから
求人情報を入力（仮登録）

ハローワークにて内容を確認

7月1日以降、ハローワーク松江で
確認・押印済みの求人票を返戻

受付時間は
原則8:30~16:00

窓口で申し込む場合

求人票朱書き訂正又は求人申込書を記入
し窓口に持参

ハローワークで内容を確認

7月1日以降、ハローワーク松江で
確認・押印済みの求人票を返戻

現在はマイページからの
申込が大多数です。

6 求人の受付、返戻について(2)

・ **6月19日まで**にお申し込みいただいた求人については、**7月1日**に確認印を押印した求人票(高卒)を返戻します。求人申込みを受付した際に「求人返戻予約票」をお渡しいたします(マイページ申込みの場合はメッセージへ送信します)ので、指定された日時にハローワーク松江にご来所ください。

◆ハローワーク松江では、求人票(高卒)をできる限り早くかつ確実に皆様にお返ししたいと考えているため、例年通り来所をお願いしております。引き続きご理解ご協力お願いいたします。

・6月20日以降に求人申込をされた場合は、事務処理上の都合により7月3日以降(かつ求人申込みから1週間程度後)に求人票を返戻します。お急ぎの場合は期限に余裕を持ってお申込みください。

◎6月～7月は高卒求人のお申し込みが集中いたします。公平性の観点からお申し込み順に求人票を作成しております。つきましては、**7月上旬頃まではお申込み当日の求人票(高卒)返戻は対応できかねますので、あらかじめご了承ください。**

7 求人に係る提出書類について

必須

1. 求人者マイページ申込み(求人申込書又は求人票提出は不要)
2. 高卒求人チェックリスト(マイページ申込みの場合はメール送信)

様式は いずれも
島根労働局HPに掲載し
ますのでご活用ください。

3. 求人によって必要なもの (マイページ申込みの場合はメール送信)
 - 推薦依頼高校一覧 (指定校がある場合)
 - 就業場所および受動喫煙対策一覧 (就業場所が複数ある場合)
 - 応募前職場見学実施予定表 (見学実施日を「随時」とした場合は不要)

重要

マイページからの申込みおよび提出必要書類をすべてご提出いただいた段階で「受理」といたします。

8 入力(記入)にあたっての留意事項(1)

(1)「求人数」

必ず採用できる人数を入力(「若干数」「〇名以内」のような不明確な表現は不可)

(2)「仕事の内容」

できる限り具体的に入力(生徒が最も重要視する項目の一つです！)

「従事すべき業務の変更の範囲」を入力

(3)「受動喫煙対策」

令和2年4月1日より改正健康増進法における受動喫煙防止措置義務が課される施設については、屋内での受動喫煙対策が必要。

※実施されていない場合は求人受理できません。

(4)「既卒者・中退者等の応募可否」

- ・高校既卒者や中退者の応募の可否を入力
- ・既卒応募が可の場合、卒業後概ね何年以内まで応募可能かを入力

(5)「賃金形態等」

- ・月給(日給月給制含む)
- ・日給(働いた日数分を支給)
- ・時給(働いた時間分を支給)

8 入力(記入)にあたっての留意事項(2)

(6)「就業時間・時間外労働・休日等」

- ・就業規則や36協定(特別条項)を確認して入力
- ・労働時間は休憩時間を除いて1週間40時間以内、1日8時間以内(原則)
- ・月平均残業時間は30時間、1年単位変形労働時間は27時間まで(原則)

(7)「賃金・手当欄」

- ・基本給には手当を含めないでください
- ・固定残業代制を採用している場合は、「固定残業代」欄に金額と、「固定残業代に関する特記事項」に「●●手当は、時間外労働の有無にかかわらず、固定残業代として支給し、●時間を超える時間外労働は追加で支給」と入力
- ・毎月必ず支給される手当は「定額的に支払われる手当(b)」欄へ入力
- ・家族手当や皆勤手当等、条件により支給される手当は「特別に支払われる手当」欄へ入力
- ・通勤手当は「通勤手当」欄へ入力
- ・「現行」か「確定」のいずれかを選択
- ・月給制において欠勤した場合に賃金控除がある場合は、「補足事項」欄に具体的に記入

8 入力(記入)にあたっての留意事項(3)

(8)「年次有給休暇」

雇入れの日から起算して6ヵ月後に最低10日

(9)「受付期間」「選考日」

・受付開始日は9月5日以降

※一定の時期以降は一般や大卒者の採用で考えていきたい場合は受付期間を限定すること

・選考開始日は9月16日以降

(10)「複数応募」

・複数応募の可否、可の場合受付開始日を入力

・受付開始日は11月1日以降(島根県)

(11)「補足事項」「求人条件にかかる特記事項」

・「応募書類のパソコン作成可」又は「応募書類のパソコン作成不可」を入力

・各欄に記入しきれなかった内容や応募上の注意事項、企業PR等を入力

・面接回数(複数ある場合のみ)やWeb面接を行う場合は、詳細を記載

・適性検査がある場合や実技試験がある場合は、詳細を記載

・宿泊を伴う入社後研修がある場合は詳細(研修場所、日数、内容)を記載

9 青少年雇用情報欄について

(1) 可能な限り全ての項目を入力してください

職場情報提供することで新規学卒者に応募意欲を高め、入社後の職場定着、信用力・企業イメージを高めることにつながります。

(2) 年度欄について

・年度欄は前年度は令和7年度、2年度前は令和6年度、3年度前は令和5年度の内容を記載。

(3) 数値を算出して記入する項目について

・小数点第2位を切り捨て、小数点第2位まで入力

(4) 新規等離職者

・各年度の採用者のうち、3年度間における離職者数を入力

(5) 前事業年度の育児休業取得者数／出産者数

・男性については、配偶者の出産者数を記載

(6) 役員及び管理的地位にある者に占める女性の割合

・求人区分に関わらず、企業全体に雇用される全ての労働者に関する情報とする

＊「管理的地位にある者」とは、原則としていわゆる課長級以上が該当

10 高卒用求人票のインターネット公開について

【注意】 松江工業高校は「全日制」「定時制」の別を明示すること。

求人との連絡方法は2種類あります。

(a) 『推薦依頼校への求人連絡』(非公開)

* 求人申込時に「学校名・推薦人員数」を入力し、「推薦依頼高校一覧」をハローワークへ提出。
確認印のある求人票のコピーを推薦依頼高校へ送付する。

* 求人申込時に、公開の可否(インターネット公開しない)を選択してください。

※マイページから印刷した高卒求人票(確認印なし)は利用しないでください。

(b) 『高卒就職情報WEB提供サービス』(インターネットによる全国の高校への公開)

* 求人申込時に、公開の可否(インターネット公開する)を選択してください。

- 求人票をインターネットへ公開すると、求人票を送付していない高校からも応募がありますが、求人票を送付した高校と同様に選考対象としてください。
- 学校名のみで断ったり、定時制・通信制課程と全日制で、差別的な扱いをしないでください。
- 求人票の公開期間は7月1日から翌年6月30日までです。

11 求人内容を訂正・変更する場合について

- 新規高等学校卒業者を対象とした募集計画は、新規学校卒業者の就職先を決定する場合の重要な情報であり、**円滑な就職のためには募集内容の変更は極力避けてください。**
- 求人申込後において、やむを得ず求人票の内容を訂正・変更する場合は、ハローワークに連絡の上、求人票の事業主控を安定所の窓口を持参していただく必要があります。
※マイページから変更はできません。
訂正・変更後の求人票を速やかに推薦依頼校(求人票送付校)へ送付してください。

12 推薦依頼校を追加する場合について

- 求人申込後において推薦依頼校を追加する場合は、「推薦依頼高校一覧」に追加する高校名、推薦を希望する生徒の人数などを記入して窓口までご提出ください。確認印を押し、返却します。
※事業主控を使用するのではなく、新たな「推薦依頼高校一覧」の用紙を使用してください。

13 求人募集が定員に達し、高卒求人を取り消す場合について

- 求人募集の定員に達したことより求人を取り消す場合は、「**新規高校卒業者採用内定状況報告書**」(HP掲載)を**必ずご提出**(メール可)ください。
※マイページから求人取消はできません。

14 「応募前職場見学」について

- 生徒の応募前職場見学にご協力ください！生徒が応募先企業を選択する際の助けとなり、事前の理解不足からくる早期離職の防止を目的としています。学校の夏休み期間に行うよう配慮してください。
- 見学は応募・採用選考ではありません。
生徒本人の状況を聴取するなど、採用選考類似行為や事前選考になるような行為は、行わないようにしてください。
- 見学が受入可能な場合は、求人申込書【高卒】の「**応募前職場見学欄**」を「**可**」としてください。
- 可の場合、「**随時**」又は「**補足事項欄参照**」にチェックしてください。
- 「**補足事項欄参照**」の場合は、別紙「**応募前職場見学実施予定表**」をご記入ください。これにより、受入可能日時を指定していただけます（「随時」の場合は不要）。

15 求人不受理について

ハローワークでは、以下のいずれかの要件に該当する場合には、求人の申込みを受理しません。

- ①内容が法令に違反する求人
- ②労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不適當な求人
- ③一定の労働関係法令違反のある求人者による求人
- ④求人者が労働条件を明示しない求人
- ⑤暴力団員などによる求人
- ⑥正当な理由なく、ハローワークからの報告の求めに応じなかった求人者による求人

16 高卒求人状況(令和8年3月末時点/松江管内)

◇求人数は若干増加

- 従業員の年齢構成により若手社員を希望する事業所が多い
- 大卒等求人や中途採用で人員確保ができず、高卒求人を新たに提出または従来より高卒採用人数を増やす事業所が増加

◇就職希望者数は増加(県内就職希望者、県外就職希望者ともに増加)

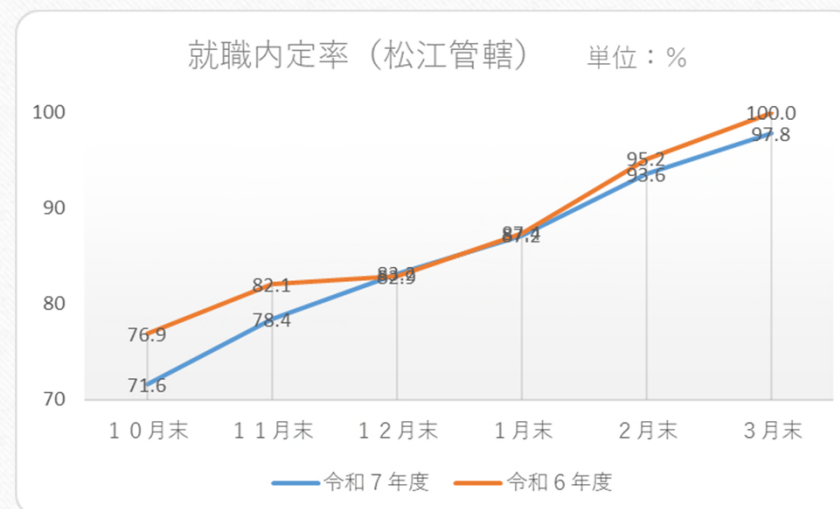
- 県外就職希望者および県外就職者の方が「県内」よりも伸びが大きい
- 増加の詳細な要因は不明(一部実業高校の生徒数の増加など複数要因が考えられる)※前々年度まで減少傾向であったため前年度が一過性の可能性

◇求人倍率はほぼ前年並みの見込み→管内では数値上は一人の生徒が4~5社から選べる状況 →他県の求人が増加傾向であることも考慮すると「売り手市場」が継続

17 人材確保のポイント(1)

◎“先手”を心がける

10月末には内定率が7割程度
(1次応募時期が勝負)



資料1を参照→学校・生徒側の1次応募準備は7月初旬から始まる

◇まずは、早めにしっかりと採用計画を立て、

◇とにかく、早く求人を出していただくこと。

◇そして、9月16日以降は、速やかに選考を実施頂くこと。

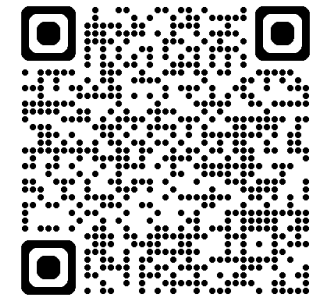
◇最後に、早期の内定通知を！（前年度は選考に時間が掛かるケースあり）

○求人公開～応募・選考・内定の流れ(1次応募の場合)○

時 期	就職活動の内容	内容補足
7月1日	高卒求人票の公開開始	<ul style="list-style-type: none"> *「高卒就職情報WEB提供サービス」で全国の高校学校担任等(生徒含む)が求人検索開始。 *生徒、保護者、学校担任等が条件内容把握しながら求人選定。
	ハローワーク確認済みの高卒求人票の返戻開始	<ul style="list-style-type: none"> *事業所はハローワーク確認済の求人票を受け取り、写しを各高校へ持参又は郵送(提出方法は、各学校へ要確認) 【ポイント】学校へ募集内容の周知を指定校がない場合も、学校へ提出することをおすすめします！
7月以降 随時	応募前職場見学等実施 ※夏休みや学校活動時間外を利用し行う機会が多いです。	*生徒が求人を選定後、学校から事業所へ見学を依頼。生徒は事業所担当者の説明を受けながら、実際の業務内容や条件等の把握を行い応募について検討。
概ね8月中 旬頃までに	1次応募先を選定し学校に希望提出	*生徒が保護者、学校担任等と相談しながら検討し、学校へ1次応募先の希望を提出。
概ね益明け 頃	生徒の応募先を学内会議にて決定	*応募先決定後に生徒は応募書類作成、面接練習の開始。
9月5日	事業所宛に応募書類提出開始	*学校長の応募用紙送付文を添付した応募書類到着開始。
9月16日	選考・内定の開始	*書類到着後、事業所が選考日時を9月16日以降に学校を通じて調整し決定。
卒業式終了 以降	就業開始	*就業開始日については事業所が学校を通し学校、本人と確認・調整し決定。

17 人材確保のポイント(2)

高校便覧掲載HP



◎ニーズを把握

◇「高校生」を知る

- ①県内高校は定時制や通信制を除き原則アルバイト禁止
→就労経験なし→社会人マナーなど社内育成の配慮・取り組みが必要
- ②コロナ禍の影響(学生生活でのイベントが減少)により対面でのコミュニケーションが苦手と感じている一方インターネットでのコミュニケーションは得意→強みを生かす
(※体調不良で休むことを推奨されていた世代→学校の欠席数が多い傾向)
- ③価値観の多様化→周囲の若年層の従業員や家族にインタビュー

◇「高校」を知る

→右上二次元コードから高校便覧を確認。全国の高校の生徒数や就職者数を確認可能。
※現在掲載されているのは前年度であるが傾向の把握は可能。最新版は7月中旬～下旬掲載

◇「初任給の相場」を知る

資料2を参照

島根県

設立区分	学校名	(郵便番号) 所在地	課程	学科	令和7年3月卒業者数		令和7年3月就職者数				令和8年3月卒業予定者数		備考
					男	女	県内		県外		男	女	
							男	女	男	女			
<p>■ 松江公共職業安定所</p> <p>(690-0841) 松江市向島町134-10 (松江地方合同庁舎2F) (0852(22)8609) (最寄駅…山陰本線=松江)</p>													
県	松江北	(690-0872) 松江市奥谷町164	[0852(21)4888]	全普通	91	118	0	0	2	0	91	139	
				全理数	27	10	0	0	0	0	22	18	
県	松江工業	(690-8528) 松江市古志原4-1-10	[0852(67)2121]	全建築都市工学	30	7	10	3	8	0	30	9	
				全機械	30	1	15	1	5	0	33	0	
				全電気	14	0	4	0	7	0	31	2	
				全電子	11	1	3	0	0	1	27	2	
				全電子機械	28	1	16	0	4	1	38	0	
				全情報技術	31	2	4	0	1	1	28	13	
			[0852(67)2118]	全建築	1	2	1	2	0	0	2	0	
				全機械	2	1	0	0	1	1	0	0	
				全電気	1	0	1	0	0	0	1	0	
県	松江商業	(690-8525) 松江市浜乃木8-1-1	[0852(21)3261]	全商業	49	64	12	22	0	0	41	63	
				全情報処理	21	19	8	8	0	0	27	12	
				全国際ビジネス	13	26	2	8	0	1	13	25	
県	松江農林	(690-8507) 松江市乃木福富町51	[0852(21)6772]	全生物生産	14	24	6	8	0	0	11	28	
				全環境土木	24	13	16	5	1	1	30	8	
				全総合	5	73	0	8	0	0	11	67	
県	宍道	(699-0492) 松江市宍道町宍道1586	[0852(66)7577]	全普通	26	10	11	3	0	0	39	42	
				全普通	47	73	8	9	0	2	79	100	
県	松江東	(690-0823) 松江市西川津町510	[0852(27)3700]	全普通	93	102	1	1	0	0	82	111	
県	松江南	(690-8519) 松江市八雲台1-1-1	[0852(21)6329]	全普通	77	115	0	0	1	0	89	105	
				全探究科学	35	30	0	0	0	0	28	27	

資料2

＜参考＞学卒賃金情報（中学・高校・短大・大学）
（令和7年3月卒業者）

島根労働局職業安定部

学歴別・性別		職種群	管理的職	専門的・技術的職	事務的職	販売の職業	サービスの職業	保安の職業	農林漁業の職業	生産工程の職業	輸送・機械運転の職業	建設・採掘業の職業	運搬・清掃・包装等の職業	職業計
中学	男	島根県	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	全国平均	※174	185	119	※170	170	※200	※181	185	※173	186	※190	178	
女	島根県	—	—	—	—	※126	—	—	—	—	—	—	—	※126
	全国平均	—	※180	※156	—	152	—	※135	183	—	※167	※181	172	
高校	男	島根県	※194	195	212	188	187	※227	※177	189	187	198	199	197
	全国平均	211	206	204	206	206	212	198	202	211	212	206	205	
女	島根県	※194	189	201	181	187	※177	※193	179	—	※203	※180	189	
	全国平均	200	200	197	203	201	217	203	196	206	209	197	199	
短大	男	島根県	※217	204	※206	※186	190	※260	200	192	※193	219	—	200
	全国平均	227	221	220	221	220	220	208	211	217	223	207	219	
女	島根県	※200	201	184	※197	193	—	※176	※199	—	※193	—	195	
	全国平均	219	222	206	218	216	230	207	206	218	228	212	217	
大学	男	島根県	※200	230	244	228	209	※249	※216	219	※223	※233	※220	234
	全国平均	268	250	255	250	248	231	226	235	236	255	240	251	
女	島根県	—	254	233	208	208	—	※225	※213	※228	※240	※198	237	
	全国平均	258	251	248	246	244	238	221	235	238	256	234	248	

(注) 1 令和7年3月1日から令和7年5月31日までに厚生労働省労働市場センター業務室に報告のあった雇用保険の被保険者資格取得データのうち令和7年3月新規学卒者にかかるデータにより集計したものです。
2 ※印は対象者が10人未満であることを、「—」は対象者がいないことを表しています。
3 資料出所：厚生労働省職業安定局労働市場センター業務室「新規学卒者初任給情報」

＜参考＞学卒賃金情報（中学・高校・短大・大学）
（令和6年3月卒業者）

島根労働局職業安定部

学歴別・性別		職種群	管理的職	専門的・技術的職	事務的職	販売の職業	サービスの職業	保安の職業	農林漁業の職業	生産工程の職業	輸送・機械運転の職業	建設・採掘業の職業	運搬・清掃・包装等の職業	職業計
中学	男	島根県	—	※180	—	—	※180	—	—	※160	—	※214	—	※194
	全国平均	174	193	114	※178	175	—	※170	171	※166	182	※172	173	
女	島根県	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	全国平均	174	※195	※112	※166	※174	—	—	※165	—	※170	※160	166	
高校	男	島根県	※182	189	204	180	182	※220	※194	183	171	189	188	189
	全国平均	191	193	191	198	196	202	191	191	200	202	197	194	
女	島根県	※186	179	183	168	176	—	※190	175	—	※160	※201	179	
	全国平均	191	191	186	194	193	207	190	187	195	196	190	190	
短大	男	島根県	※168	195	197	※197	195	—	192	※192	※187	210	※180	196
	全国平均	214	211	210	214	210	211	197	200	208	213	208	210	
女	島根県	※197	193	182	※178	184	—	※196	※184	—	—	—	※189	187
	全国平均	207	212	198	211	209	208	203	198	208	217	202	208	
大学	男	島根県	※228	222	234	211	217	※258	※203	206	※207	221	※211	224
	全国平均	247	239	239	239	236	223	222	225	231	239	233	238	
女	島根県	※232	234	215	210	202	—	※180	※204	—	—	—	※211	221
	全国平均	242	239	234	235	232	218	219	224	229	237	229	235	

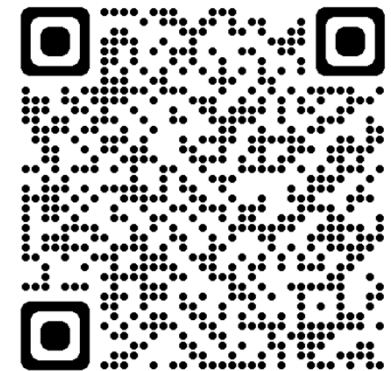
(注) 1 令和6年3月1日から令和6年5月31日までに厚生労働省労働市場センター業務室に報告のあった雇用保険の被保険者資格取得データのうち令和6年3月新規学卒者にかかるデータにより集計したものです。
2 ※印は対象者が10人未満であることを、「—」は対象者がいないことを表しています。
3 資料出所：厚生労働省職業安定局労働市場センター業務室「新規学卒者初任給情報」

17 人材確保のポイント(3)

◎魅力的な求人票を作成

jobtag（職業情報提供サイト／ジョブタグ）の活用もおすすめします！

右の二次元コードを読み込み、「企業での利用」をクリックしましょう。



使ってみよう！

サイトの紹介動画

個人での利用

企業での利用

支援者としての利用

便利な情報など

職業を調べよう！

フリーワードで検索

検索



自己診断ツール



テーマ



イメージ検索 (地図)



仕事の性質



スキル・知識など



免許・資格



職種カテゴリー



産業別

色々な切り口から検索

122 - 企業での利用 -

企業での利用

本サイトは、企業の中で活用できる機能・情報として、職業情報だけでなく、求人要件を明確化したり、社員に不足する能力を確認したり、タスクを整理したりできる機能があります。具体的な活用の仕方や事例については以下の資料で確認できます。

企業での活用例

企業の方向け動画

- 人材を採用する
- 社員の能力を開発する/社員のキャリアを支援する
- 職務の見える化をする

人材を採用する

「応募者が集まる求人票を作成したい」、「応募者に分かりやすく業務を説明したい」などの課題を持つ企業は、こちらの機能を使ってみましょう。

採用活動の進め方を知りたい

求人ガイド

採用活動の流れと注意事項を確認します。「ワークシート」では、採用計画や求人要件等の整理ができます。

求人票を作成したい

人材採用支援

約500の職業情報を基に、求人要件（仕事内容、必要なスキルや知識等）を明確化できます。

求職者と求人企業のためのITリテラシーの調査

様々な業界・業種で必要と想定される汎用的・共通的なIT活用スキルの目安を確認できます。

労働法の基礎知識

労働法の基礎的な知識を確認できます。

全国最低賃金一覧

求人したい地域の最低賃金を確認できます。

17 人材確保のポイント(4)

ユースエール認定

若者の採用・育成に積極的で、雇用管理の状況などが優良な中小企業(※)を厚生労働大臣が「ユースエール認定企業」として認定しています。

※常時雇用する労働者が 300 人以下の事業主



認定を受けることによるメリット

- ・ ハローワークなどで重点的PRの実施
- ・ 認定企業限定の就職面接会などへの参加が可能
 - ・ 自社の商品、広告などに認定マークの使用が可能
- ・ 厚生労働省が運営する、若者の採用・育成に積極的な企業などに関するポータルサイトに貴社の情報を公開することで、貴社の魅力を幅広く発信することが可能

【新規学校卒業者（高卒）採用のための求人手続き等 重要ポイント】

- ・ 中途採用をしたため学卒求人を取り消す、また大学生を採用したから高卒求人を取り消すことは**認められません**（受付期間の適切な設定をお願いいたします）。
- ・ 円滑な就職のためには**募集内容の変更は極力避けて**ください（やむを得ず求人票の内容を訂正・変更する場合は、ハローワークに連絡の上、指示する必要書類を提出いただきます）。
- ・ **6月19日まで**にお申し込みいただいた求人については、**7月1日に**確認印を押印した求人票（高卒）を**返戻**します（マイページからの申込みおよび**提出必要書類をすべてご提出いただいた段階で「受理」**といたします）。確認印のない高卒求人票は利用しないでください。
- ・ 求人募集の定員に達したことにより求人を取り消す場合は、「**新規高校卒業者採用内定状況報告書**」を**必ずご提出**（メール可）ください（定員に達していない場合にも採用時には提出）。
- ・ 求人者は、その採用選考が就職差別につながることはないよう、応募者の適性と能力のみを基準とした採用選考を実施してください（公正な採用選考の実施）。
- ・ 見学は応募・採用選考ではありません。
- ・ ハローワークでは、いずれかの要件に該当する場合には、求人の申込みを受理しません。